

## 別添 1 - 1

### 貯水槽水道管理基本計画 (概ね有効容量が 10m<sup>3</sup>超の場合)

#### 1. 目的

貯水槽水道の衛生管理について具体的な管理目標、管理方法等を定めた管理基本計画を策定することにより、適正な衛生管理が行われることを目的とする。

#### 2. 管理目標

貯水槽水道の衛生管理のために、下記の管理目標を定めて、適正に維持管理する。

##### 【管理目標】

- ① 貯水槽の清掃を一年以内ごとに一回、定期的に、実施する。
- ② 貯水槽水道の管理の検査を一年以内ごとに一回、定期的に、受検する。  
※施設の設置、更新又は改修時は、適切に工事が行われたか確認するため、衛生上の観点から判断する検査を受検する。
- ③ 給水栓における水の色・濁り・臭い・味に注意する。  
給水栓における水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行う。
- ④ 残留塩素の検査を7日以内に1回、定期に行う。
- ⑤ 貯水槽等の設備点検を一月以内ごとに一回、定期的に、実施する。
- ⑥ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。
- ⑦ 実施した点検、検査の記録を整理して5年間保存する。

#### 3. 管理方法

管理目標を達成するために、毎年度、具体的な管理の日程等について管理スケジュール表(様式1)を用いて計画し、管理を行う。

##### (1) 貯水槽の清掃

- ① 一年以内ごとに一回、定期的に、実施する。
- ② 建築物飲料水貯水槽清掃業登録業者に委託して実施する。

(2) 貯水槽水道の管理の検査

- ① 一年以内ごとに一回、定期的に、受検する。
- ② 簡易専用水道登録検査機関に委託して実施する。

(3) 施行時検査

- ① 施設の設置、更新又は改修時に適切に工事が行われたか確認するため、衛生上の観点から判断する検査を受検する。
- ② 簡易専用水道登録検査機関に委託して実施する。

(4) 水の色・濁り・におい・味の検査

- ① 毎日実施し、その結果を水質検査記録表（様式2）に記録する。  
管理基準：異常がないこと
- ② 給水栓における水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令に掲げる事項（別表）のうち必要なものについて検査を行う。

(5) 残留塩素の検査

- 週1回実施し、その結果を水質検査記録表に記録する。  
管理基準：検出されること

(6) 貯水槽等の設備点検

- ① 一月以内ごとに一回、定期的に、管理者自ら行うか、又は専門業者に委託して行う。
- ② 点検の結果を設備点検表（様式3）に記録する。
- ③ 標準的な点検項目及び管理基準は、下表のとおりとする。

点検事項	管理基準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフロ ー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。

(7) 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。

(8) 記録の保存

① 上記(1)から(6)で実施した記録を整理し、5年間保管する。

記録は「記録管理台帳」(様式4)を作成し管理する。

② 記録の種類

記録とは、次のものをいう。

ア. 管理スケジュール表

イ. 貯水槽清掃作業報告書

ウ. 貯水槽水道検査結果書

エ. 給水栓における水質検査記録

オ. 給水栓における水の異常時に行う水質検査結果書

カ. 設備点検記録

キ. 記録管理台帳

4. 情報公開

行政機関又は当該貯水槽水道の関係者から求めがあった場合、管理基本計画及び計画に基づき実施した内容の記録を公開する。

別 表

水質基準項目

	項 目		項 目
1	一般細菌	27	トリクロロ酢酸
2	大腸菌	28	ブロモジクロロメタン
3	カドミウム及びその化合物	29	ブロモホルム
4	水銀及びその化合物	30	ホルムアルデヒド
5	セレン及びその化合物	31	亜鉛及びその化合物
6	鉛及びその化合物	32	アルミニウム及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	33	鉄及びその化合物
8	六価クロム化合物	34	銅及びその化合物
9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	35	ナトリウム及びその化合物
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	36	マンガン及びその化合物
11	フッ素及びその化合物	37	塩化物イオン
12	ホウ素及びその化合物	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
13	四塩化炭素	39	蒸発残留物
14	一・四－ジオキサン	40	陰イオン界面活性剤
15	一・一－ジクロロエチレン	41	(四S・四a S・八a R)－オクタヒドロ－四・ 八a－ジメチルナフタレン－四a (ニH)－オール (別名ジェオスミン)
16	シス－一・二－ジクロロエチレン		
17	ジクロロメタン		
18	テトラクロロエチレン	42	一・二・七・七－テトラメチルピシクロ [ニ・ニ・ 一]－ヘプタン－二－オール (別名ニ－メチルイソ ボルネオール)
19	トリクロロエチレン		
20	ベンゼン		
21	クロロ酢酸	43	非イオン界面活性剤
22	クロロホルム	44	フェノール類
23	ジクロロ酢酸	45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
24	ジブロモクロロメタン	46	pH値
25	臭素酸	47	味
26	総トリハロメタン クロロホルム ジブロモク ロロメタン ブロモジクロロメタン 及びブロ モホルム	48	臭気
		49	色度
		50	濁度

様式1 管理スケジュール表

管理スケジュール表

管理項目	頻度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要
貯水槽の清掃	年1回													貯水槽清掃会社に委託
管理の検査	年1回													糸登録検査機関に委託
給水栓における水の 色・濁り・におい・味	毎日													〇〇時に実施
給水栓における水の 残留塩素	週1回													〇〇曜日に実施
貯水槽等の設備点検	月1回													〇〇日に実施
特記事項														

様式2 水質検査記録

水質検査記録表 ( 月)

区分	色	濁り	臭気	味	残留塩素	摘要
1日					mg/L	
2日					mg/L	
3日					mg/L	
4日					mg/L	
5日					mg/L	
6日					mg/L	
7日					mg/L	
8日					mg/L	
9日					mg/L	
10日					mg/L	
11日					mg/L	
12日					mg/L	
13日					mg/L	
14日					mg/L	
15日					mg/L	
16日					mg/L	
17日					mg/L	
18日					mg/L	
19日					mg/L	
20日					mg/L	
21日					mg/L	
22日					mg/L	
23日					mg/L	
24日					mg/L	
25日					mg/L	
26日					mg/L	
27日					mg/L	
28日					mg/L	
29日					mg/L	
30日					mg/L	
31日					mg/L	

※管理基準：色・濁り・臭気・味は異常でないこと。残留塩素は検出されること。

様式3 設備点検記録

設備点検表

点検実施者 : \_\_\_\_\_

区分	管理基準	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水槽周囲	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。												
水槽本体	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。												
水槽内部	掃除が定期的に行われていること。												
マンホールの状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。												
オーバーフロー管	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。												
通気管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。												
	特記事項												

【判定】 良好 : ○ 不良 : ×

様式4 記録管理台帳

台帳作成年月日		記録管理台帳			
No	管理番号		記録名	廃棄予定	保管場所
1	1	管理スケジュール表			
2	2	貯水槽清掃作業報告書			
3	3	貯水槽水道検査結果書			
4	4	水質検査記録			
5	5	水質検査結果書			
6	6	設備点検記録			
7	7	記録管理台帳			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					



## 別添 1 - 2

### 小規模貯水槽水道管理基本計画 (概ね有効容量が 10m<sup>3</sup>以下の場合)

#### 1. 目的

貯水槽水道の衛生管理について具体的な管理目標、管理方法等を定めた管理基本計画を策定することにより、適正な衛生管理が行われることを目的とする。

#### 2. 管理目標

貯水槽水道の衛生管理のために、下記の管理目標を定めて、適正に維持管理する。

##### 【管理目標】

- 一 貯水槽の清掃を一年以内ごとに一回、定期的に、実施する。
- 二 貯水槽水道の管理の検査を一年以内ごとに一回、定期的に、受検する。  
※施設の設置、更新又は改修した時は、適切に工事が行われたか確認するため、衛生上の観点から判断する検査を受検する。
- 三 貯水槽等の設備点検を定期に実施する。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。
- 五 点検及び検査の記録を整理し、保存する。

#### 3. 管理方法

管理目標を達成するために、年度当初に具体的な管理の日程等について計画し、管理を行う。

##### (1) 貯水槽の清掃

- ① 一年以内ごとに一回、定期的に、実施し、記録を 5 年間保存する。
- ② 建築物飲料水貯水槽清掃業登録業者に委託して実施する。

##### (2) 貯水槽水道の管理の検査

- ① 一年以内ごとに一回、定期的に、受検し、記録を 5 年間保存する。
- ② 簡易専用水道登録検査機関に委託する。

##### (3) 施行時検査

- ① 施設の設置、更新又は改修時に適切に工事が行われたか確認するため、衛生上の観点から判断する検査を受検する。

② 簡易専用水道登録検査機関に委託する。

(4) 設備の点検

① 受水槽等の外側の目視による点検を定期的に行う。

② 点検のポイントは下表のとおりとする。

貯水槽水道の管理のポイント

点検項目	管理基準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフロー 管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。

(5) 貯水槽水道の管理

次の事項が記載された管理の記録（様式1）を作成し、5年間保存する。

ア. 施設の概要

イ. 水の供給元の水道事業者名及び連絡先

ウ. 管轄保健所名及び連絡先

エ. 貯水槽水道の修繕及び更正工事等の履歴

オ. 定期清掃の予定日、実施日及び実施業者名

カ. 登録検査機関による検査の予定日、実施日及び実施機関名

キ. 登録検査機関による検査の結果

(6) 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。

様式 1

貯水槽水道の管理の記録

( 年 月 日作成)

貯水槽水道の名称	【施設の略図】	
貯水槽水道の設置者名		
受水槽の有効容量		
高置水槽の有効容量		
当該建築物の階数		
給水世帯数		
水の供給元の水道事業者名・連絡先		
管轄保健所名・連絡先		
貯水槽水道の修繕・更正工事等の履歴		
定期清掃（年 1 回以上）		
予定日	実施日	実施業者名
登録検査機関による検査（年 1 回以上）		
予定日	実施日	実施機関名
登録検査機関による検査の結果（指摘事項等）		

【注意事項】

- ① 前回の登録検査機関による検査結果を添付すること。
- ② 日常から、受水槽等の外側の目視による点検は迎行すること。

(裏面)

◎ 貯水槽水道の管理のポイント

点検項目	管 理 基 準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密封されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密封型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフ ロー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状 態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。

◎ 関係する法令

1. 簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超える）

\*水道法第34条の2第1項

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

\*水道法第34条の2第2項

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

2. 小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下）

\*水道法施行規則第12条の4第1号

水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

\*水道法施行規則第12条の4第2号

貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

## 別添 2

### 立ち合い時のポイント

#### 1. 簡易専用水道検査

- (1) 検査内容の説明を受ける。
  - ア 施設の外観検査
  - イ 給水栓における水質検査
  - ウ 書類検査
- (2) 検査料金の説明を受ける。
- (3) 検査員の健康状態を確認する。
- (4) 検査員の作業衣が清潔であるか確認する。
- (5) 検査員の言動に注意する。
- (6) 不適事項がある場合はその状態を確認し、その理由について説明を受ける。  
また、必要に応じて写真を撮る。

#### 2. 貯水槽の清掃

- (1) 清掃の作業時間及び工程の説明を受ける。
  - ア 貯水槽の水抜き
  - イ 内部の清掃
  - ウ 槽内消毒30分2回・再洗浄
  - エ 水張り
- (2) 清掃料金の説明を受ける。
- (3) 清掃時の断水時間及び使用者への周知について確認する。
- (4) 作業従事者の健康状態を確認する。
- (5) 作業衣等が清潔であるか確認する。
- (6) 作業従事者の言動に注意する。



様  
 登録番号  
 検査機関名称  
 代表者所在地  
 電話番号

年 月 日

確認検査報告書

確認検査の結果は次の通りです。

検査日 整理番号 (施設コード)

検査施設	名称	
設置者	所在地	
管理者	名称	
	所在地	
検査立会者	名称	電話

施設概要

種類	ビル管理技術者名	(第 号)
主用途	竣工年月	
給水方式		
防錆剤使用	減菌装置使用	利用者数
	有効容量	人・世帯数
受水槽	設置場所	容量
	材質	設置場所
		高直水槽等
		材質
		m <sup>3</sup> /月

1. 施設及びその管理の状態に関する検査

検査事項	判定基準等		判定
	受水槽	高直水槽等	
1. 水槽周囲の状態	点検・清掃・修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	3 1
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	3 2
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	3 3
	点検・清掃・修理等に支障のない形状であること。	4	3 4
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	3 5
2. 水槽本体の状態	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	3 6
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	3 7
	水槽上部は水たまりができない状態であり、排他の衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	3 8
3. 水槽上部の状態	水槽の蓋の上部には他の設備・機器等が置かれていないこと。	9	3 9
	水槽の上部には水たまりを防止するための設備・機器等が置かれていないこと。	10	4 0
	汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	4 1
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	4 2
4. 水槽内部の状態	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態ではないこと。	1 3	4 3
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	1 4	4 4
	流入口と流出口が近接していないこと。	1 5	4 5
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	1 6	4 6
5. 水槽のマンホール状態	蓋が防水密封型のものであって、排他の衛生上有害なものが入らないものであること。	1 7	4 7
	点検等を行う者が容易に開閉できないものであること。	1 8	4 8
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	1 9	4 9
	管端部から排他の衛生上有害なものが入らない状態であること。	2 0	5 0
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	2 1	5 1
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	2 2	5 2
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	2 3	5 3
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	2 4	5 4

7. 水槽の通気管の状態	管端部から排他の衛生上有害なものが入らない状態であること。	2 5	5 5
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	2 6	5 6
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	2 7	5 7
8. 水槽の排水管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	2 8	5 8
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	2 9	5 9
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	3 0	6 0
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	3 0	6 1
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		6 2

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判定基準等	判定			
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	6 3			
11. 味	異常な味が認められないこと。	6 4			
12. 色	異常な色が認められないこと。	6 5			
13. 色度	五度以下であること。	6 6			
14. 濁度	二度以下であること。	6 7			
15. 残留塩素	検出されること。	6 8			
色度測定値	度	濁度測定値	度	残留塩素測定値	mg/l

未端給水栓における残留塩素が検出されない場合

高直水槽	mg/l	受水槽	mg/l	直結給水栓	mg/l
------	------	-----	------	-------	------

3. 書類の整理等に関する検査

検査事項	判定基準等	判定						
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	6 9						
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	7 0						
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	7 1						
	その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	7 2						
記録の名称	記録有無	実施日	実施者 (委託会社名等)					
水槽の掃除								
水質検査								
記録の名称	記録有無	記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度	実施頻度
給水設備点検		飲料水外観検査		残留塩素測定				

4. その他の検査

検査事項	判定基準等	判定
17. その他		7 3
		7 4
		7 5

5. 総合判定

総合判定	
------	--

6. 助言・特記事項

助言・特記事項	
検査員氏名	

清掃作業工程表

作業実施建築物名							
所在地							
清掃実施日	年	月	日	～	月	日	
断水時間	月	日	時	～	月	日	時
作業者	作業監督者						
	従事者						
依頼者立会人							

作業工程と時間	受水槽	( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : )
		作業前準備   排水   清掃   消毒   水張   点検整備
作業工程と時間	高置水槽	( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : ) ( : )
		作業前準備   排水   清掃   消毒   水張   点検整備

	設備点検事項	受水槽	高置水槽
1	設置場所		
2	材 質		
3	容 積 (L)		
4	有効水量 (L)		
5	槽の数	槽 基	基
6	槽内取付梯子の状況	有 無	有 無
7	槽の深さ、持込梯子可否	m 可 否	m 可 否
8	マンホールの数、施錠状態	ヶ 有 無	ヶ 有 無
9	マンホールふた改善の必要	有 無	有 無
10	6面管理の可否	可 否	可 否
11	槽付近の汚染状況		



12	近接有害物との距離				
13	排水設備の位置(排水口の詰まり具合)				
14	通気管の形態、機能				
15	オーバーフロー管の形態、機能				
16	水抜管の形態、機能			(取付位置) 底上 cm	
17	液面制御装置の機能				
18	自動制御装置の機能				
19	槽の漏水等(位置)		有 無	有 無	
20	槽内混交配管の有無 (クロスコネクション)		有 無	(各バルブ開閉状 況) 可 否	
21	サクシヨンパイプ、フート弁の発錆、機能				
22	揚水可能水位(底上)			(給水可能水位) cm cm	
揚水ポンプ設備	ポンプ名称		製造名		
	ポンプ能力		Φ × kw m × L/分	台数 台	
	併設消火栓ポンプ		有 無	台数 台	
	受水槽から高置槽迄の高さ		約 m		
	受水槽からの排水距離		約 m	場所	
特記事項	槽内漏れ 機器装置 改善				
槽内消毒	薬 剤 名				
	希 釈 方 法				
	回 数		1 回 目	2 回 目	3 回 目
	放置時間	受 水 槽			
高置水槽					
塗 装	塗 装 剤		乾 燥 時 間		
	場 所				
防 水	方 法				
	場 所				

水 質 検 査						
簡易水質検査	測定場所等 試験項目		基 準	受水槽	高置水槽	給水栓末端
	清掃前	遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	mg/L	mg/L	mg/L
		結合残留塩素	0.4mg/L 以上	mg/L	mg/L	mg/L
		色 度	5 度以下			
		濁 度	2 度以下			
		臭 気	異常でないこと			
		味	異常でないこと			
	清掃後	遊離残留塩素	0.2mg/L 以上	mg/L	mg/L	mg/L
		結合残留塩素	1.5mg/L 以上	mg/L	mg/L	mg/L
		色 度	5 度以下			
		濁 度	2 度以下			
		臭 気	異常でないこと			
味		異常でないこと				

水質検査	採水月日	年 月 日	採水場所
	検査機関		
	検査結果	精密 一般 細菌	適 否

## 別添 4

### 検査結果報告時のチェック・ポイント

#### 1. 簡易専用水道検査

- (1) 現行の維持管理の状況について報告を受ける。
- (2) 検査の結果、不適事項がある場合はその改善方法について助言を求める。  
不適事項が特に衛生上問題がある場合は都道府県知事等に報告する必要があるため、その状況について詳細な説明を求める。また、都道府県知事等への報告を検査機関で代行するか否か確認する。
- (3) 今後の施設の維持管理について助言を求める。
- (4) マンホールの施錠等の確認を行う。
- (5) 貸し出した合鍵の確認を行う。

#### 2. 貯水槽の清掃

- (1) 清掃前、清掃後の状況について報告を受ける。  
特に地下式の水槽の場合は、他からの汚染の有無について確認する。
- (2) 設備の点検結果及び水質の確認を行う。
- (3) マンホール等の施錠の確認を行う。
- (4) 貸し出した合鍵の確認を行う。

## 別添5－1

### 協 議 書

貯水槽水道の管理の検査を受検したところ、水の供給について特に衛生上問題がある事例が認められたため、速やかに対策を講じるとともに、直ちに施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）にその旨を報告することになった。

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）への報告について検査機関と協議した結果、報告書を作成し報告することとし、報告書の提出を検査機関に別紙報告代行依頼書により依頼することとする。

平成 年 月 日

設置者（管理者）氏名

印

検査機関名称

印

別添5－2

報告代行依頼書

平成 年 月 日

検査機関 様

設置者（管理者）氏名

貯水槽水道の管理の検査を受検したところ、水の供給について特に衛生上問題があると認められたので、報告書（様式1）を代行して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）に提出することを依頼します。

別添 5 - 3

報告書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

報告代行者氏名

貯水槽水道の管理の検査を受検したところ、水の供給について特に衛生上問題があると認められたので、下記のとおり報告いたします。

記

施設名			
施設住所			
検査年月日			
立会者 (所属等) (連絡先)	(TEL )	検査員 (連絡先)	(TEL )
報告の要件  (該当項目に ○印をつける)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入している、又はそのおそれがある。</li> <li>2. 水槽内に動物等の死骸がある。</li> <li>3. 給水栓における水質の検査において、異常が認められる。</li> <li>4. 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある。</li> <li>5. マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある。</li> <li>6. その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める。</li> </ol>		
不適合の状況			